

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話は、製造業のA社の社長さんからでした。

「おたくもご存知のように、うちの会社は特定適用事業所というにあたるよ



名北協会相談員日誌 11

これが「企業の労働110番」です

名北労働基準協会専門員

河村 亜実

短時間労働者に対する 社会保険適用拡大

入している従業員の数
500名を超えなくなつて
しまうんだ。10月にパート
さんにも加入してもらったば
かりなのに、従業員数が減
ったからといってまたすぐ
に社会保険から抜けてもら
わなきゃいけない
のかね」と、
とても困ってい
らっしゃいまし
た。

A社の社長さ
んがおっしゃる
ように、昨年10
月より社会保険
の加入者が常時
500人を超え
る企業は「特定
適用事業所」と
なり、そこに勤
務する短時間労
働者（勤務時
間・日数が常時

うで、昨年の10月から一部
のパートさんにも短時間労働
者として社会保険に加入
してもらったんだよ。

ただ、実は4月から受注
が大幅に減少することが決
まっています、社会保険に加

雇用者の4分の3未満で、
①週の所定労働時間20時間
以上、②雇用期間が1年以上
以上見込まれること、③賃金
月額8・8万円以上、④学
生でないこと、この全ての
要件に該当する労働者は、

社会保険の適用対象となり
ました。

ただA社のように事業の
影響による従業員数の減少
で、「特定適用事業所」に
該当・不該当を繰り返すよ
うでは、一旦社会保険に加入
されたパートさんに迷惑
がかかってしまいますし、
会社としても手続きに困っ



てしまいますよね。

実は、会社の社会保険加
入者数が何か事業の影響等
で500人を超えなくなつ
たりしても、一旦「特定適
用事業所」として扱われた
会社は特に手続きをしなく
とも、引き続き「特定適用
事業所」として取り扱われ
ることとなっているのです。

逆に、一旦「特定適用事
業所」となった企業が従業
員数の減少により要件に該
当しなくなった場合、社会
保険加入者の4分の3以上
の同意を得ることにより
『特定適用事業所該当/不
該当届』を提出して、「特
定適用事業所」でなくなる
ことも出来ます。

このような措置により、
A社のように何らかの影響
で従業員が増減が起こ
ったときに、パートさん
を社会保険に加入させたり
、脱退させたりという
ことを繰り返さずに済む
ので、ご安心ください。

この他にも、実は平成
29年4月から社会保険加
入者数が500人以下の
企業等においても、労使の
合意（i、従業員の過半数
で組織する労働組合の同意、
iiに該当する組合がなけれ
ば、ii、従業員の過半数を
代表する者の同意、iii、従
業員の2分の1以上の同意
のいずれか）があれば上記
のような短時間労働者を加
入させることができるよう

になり、企業規模に関わら
ず社会保険適用の拡大が可
能となりました。

社会保険の加入手続きは
複雑で、多くの企業が細か
いとろまで手が回らない
のが実情です。

そこで、当協会では、6
月より全4回にわたる「労働
実務専門講座」を開講し
ます。講座では社会保険の
手続きに関する講座もござ
います。

また、当協会の関連団体
「社会保険労務士法人 愛
知労務管理コンサルティン
グ」では、多くの社会保険
労務士と連携を取り、社会
保険の事務委託を行ってい
ます。社会保険の加入・講
習会受講等についてお気軽
にご相談ください。

ご相談は、『企業の労働
110番』（☎052-9
61-7110）まで。

イラスト・森沢康代
（愛知労務管理コンサル
ティングでは、活動趣旨に
賛同し、ご協力頂ける社会
保険労務士の先生を募集し
ています）